

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料10-3-1
提出年月日	令和5年5月11日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第9条 溢水による損傷の防止等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r.7.0）	9条-11 9条-別添1-37 9条-別添1-48 9条-別添1-補36-13	誤記修正 「、」⇒「,」	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r.7.0）	9条-別添1-55, 56	<ul style="list-style-type: none"> 地震時に一次系放水ピット開口部から原子炉補機冷却海水等の系統排水を敷地に流出させない方針とし、電気建屋内の溢水水位を見直した。 なお、電気建屋内の溢水水位については、一次系放水ピット隔壁に生じたひび割れから電気建屋内に漏えいし、電気建屋内の溢水水位が一次系放水ピットと同じ水位まで上昇する可能性を考慮する。 具体的には原子炉補機冷却海水放水路（以下、補機放水路という）の上端高さであるT.P.8.7mまで、一次系放水ピット水位が上昇し、電気建屋内も同水位まで水没する想定としている。 T.P.8.7mについて、原子炉補機冷却海水等の系統排水によって、補機放水路が満水になることはないため、保守的な設定となっている。 	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r.7.0）	9条-別添1-64	循環水ポンプ建屋のうち取水ピットポンプ室におけるひび割れに対する考え方について記載を追加した。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r.7.0）	9条-別添1-補11-18~31 9条-別添1-補11-35	<p>「なお、地震時において扉の開放ができない場合等により、漏えい箇所の特定ルートにアクセスできない場合は、破損による漏えいが発生していると判断し、隔離操作箇所への移動に切り替えることとする。この場合の漏えい箇所の特定に要する時間は、上記の時間（出入管理建屋・電気建屋：20分、タービン建屋：5分）を下回ることから、評価では漏えい箇所の特定に要する時間（出入管理建屋・電気建屋：20分、タービン建屋：5分）を考慮する。」ことを補足説明資料11に反映した。</p> <p>また、図2 地震時の隔離操作時におけるアクセス通路の凡例に「※扉の開放ができない場合等により、漏えい箇所の特定ルートにアクセスできない場合は、破損による漏えいが発生していると判断し、隔離操作箇所への移動に切り替える。詳細については、別紙4に記載する。」ことを併せて反映した。</p>	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r.7.0）	9条-別添1-補14-3	隔離操作箇所への移動時間及び隔離操作に要する時間に対して保守性を考慮していることが明確となるよう、表3を修正した。 具体的には、漏えい箇所特定に要する時間の算出結果及び隔離操作時間の実測定結果を括弧内に示し、これに対してさらに保守性を考慮し、評価に用いる隔離時間としている。	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r.7.0）	9条-別添1-補22-34	蒸気暴露試験を実施した中継端子箱と同様な構成部品であり問題ない旨を記載した。	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r.7.0）	9条-別添1-添19-1	電気ヒータについても耐蒸気性能試験（机上評価）により120℃の耐蒸気性能を有することを確認したため、大飯と同じ記載にした。	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r.7.0）	9条-別添1-添9-8	検討結果として以下を追記した。 「最大残留ひび割れ幅は「維持管理指針」に示される評価基準である「0.2mm」を超えないことを確認した」	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r.7.0）	9条-別添1-補34-2	図1の記載を充実化した。	